

税の公平性を保つため滞納処分を強化

町税は暮らしを支える大切な財源です

みなさんに納めていただいている町税等は、毎日の生活を支え、住みよいまちを築くための大切な財源です。町では11月に「滞納整理特別対策本部」を設置し、納付に応じない方については給与、預貯金等、動産の差押さえも視野に入れ、収納の向上を図っています。

滞納処分の流れ ※町税などを納期限までに納付しない場合

【督促・催告】

納期限を過ぎると督促状や催告書を発送します。また、電話・訪問等を行い、納付を促します。

【財産調査】

特別な事情もなく納付されないときは預貯金や給与、動産、不動産などの財産調査を実施します。

【滞納処分】

財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押えを行います。

【換価処分】

差押えた動産や不動産は公売で金銭債権は取立てにより換価（換金）し滞納分へ充てます。

平成22年度の町税収納額は7億781万円余りで、収納率は98.5%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなか、毎年約1.5%の滞納が積み重なりその総額は2,811万円余りとなっています。

町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押えなどの滞納処分を行い、強制的に税金を徴収しています。



↑インターネット公売のパソコン画面

【インターネット公売を活用】

滞納処分のひとつとして、平成21年よりインターネットを利用した公売を実施しています。

ヤフーオークション(官公庁オークション)で全国へ情報を提供することで、通常の公売より換価率(落札価格を見積価格で除した割合)が高くなるのが特徴です。町では、これまでに15回実施し、222件84万円余りを税金に充てました。今後も継続して行い、収納に努めていきます。

【行政サービスの制限】

納税の公平性を確保するため、滞納者に対して「町営住宅の新規入居を制限」「国民健康保険証の有効期間短縮」などの制限を加えています。

— 便利な口座振替をご利用ください

役場または天売・焼尻各支所、取扱金融機関に備えてある口座振替依頼書を取扱金融機関の窓口へ提出してください。

[取扱金融機関]

- ・北海道銀行羽幌支店
- ・留萌信用金庫羽幌支店
- ・羽幌郵便局

— 税金は納期限内に納めましょう

特別な事情で納期限までに納められないときは、財務課税務係までご相談ください。